

会 議 録

会議の名称	令和４年度第１回本庄市子ども・子育て会議
開催日時	令和４年１０月５日（水） 午前・午後１０時００分から 午前・午後１２時００分まで
開催場所	本庄市役所５階　５０４会議室
出席者	岡崎吉宏（委員長）、飯嶋郁也（副委員長）、中里泰江委員、高田奈実委員、伊井久美子委員、山崎智恵子委員、根岸広幸委員、新井千鶴子委員、根本雄太委員、吉田望委員、清水理恵委員、大谷悦子委員
欠席者	河原淳委員、星野麻由美委員、高橋公男委員、大木正仁委員、田邊晶子委員
議題 (次第)	(１) 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画実施状況（令和３年度）（案）について (２) 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画の変更（案）について (３) 本庄市児童虐待の現状と対応について
配付資料	・会議次第 ・【資料１】本庄市子ども・子育て会議委員名簿 ・【資料２】本庄市子ども・子育て会議条例と子ども・子育て支援法（抜粋） ・【資料３】第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画の変更（案）について ・【資料４】本庄市児童虐待の現状と対応 ・第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画実施状況（令和３年度）について（案）
主管課	子育て支援課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	1. 開会 本日は、ご多用のところ、本会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度第1回本庄市子ども・子育て会議を開会させていただきます。私は、本日、司会進行を担当させていただきます、子育て支援課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に沿いまして、順次進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 2. 委員委嘱 次第2、委員委嘱に移りたいと思います。今回の会議は、前委員の任期満了に伴い、改めて会議の構成団体から推薦依頼と公募を行い、皆様を新たに委員として委嘱をさせていただくことになりました。任期につきましては、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間でございます。 委嘱状の交付につきましては、吉田市長からお渡しいたします。 では、お名前をお1人様ずつ呼びいたします。市長がそれぞれ委員の皆様のお席まで参りますので、お名前を呼ばれましたら、恐れ入りますが、自席にて、ご起立をお願いいたします。それでは、お手元の名簿順で、中里様から順に委嘱状の交付をさせていただきます。 (No. 2 中里委員～No. 17大谷委員の順で委嘱状交付) なお、本日は、本庄市PTA連合会の河原淳様、本庄市私立幼稚園協会の星野麻由美様、本庄市児玉郡医師会の高橋公男様、埼玉県熊谷児童相談所の大木正仁様、本庄市民生委員児童委員協議会の田邊晶子様におかれましては、所用のためご欠席という連絡をいただいております、委嘱状は後日事務局からお渡しいたします。 以上で、委嘱状の交付を終了させていただきます。 続きまして、次第3、挨拶を吉田市長より申し上げます。

3. あいさつ

本庄市子ども・子育て会議の委員となられる皆様には足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から子育て支援につきまして、様々なお立場、様々な観点から、皆様方には色々ご尽力、ご協力いただいていることに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、この市町村が設置する「子ども・子育て会議」は「子ども・子育て支援法第77条の第1項」に、保育園等施設の利用定員の設定や市町村子ども・子育て支援事業計画の実施状況、こういったものを調査・審議していただく会議です。

本庄市は、令和2年度から6年度まで、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、委員の皆様方におかれましては、この計画の現在の進捗状況の調査・審議を行っていただき、また来年度からは次期の計画に向けたご審議もお願いする予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、国の動向ですが、令和4年6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども基本法」が成立し、6月22日に公布されたところです。来年度、「こども家庭庁」がいよいよ発足するわけですが、こらは、内閣府の外局として設置され、子どもを誰1人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという新たな司令塔ということになっております。そして、厚生労働省のこども家庭局、また内閣府の子ども・子育て本部、こういったものが中核となって、これに伴い、保育所と認定こども園の所管も厚生労働省と内閣府から、それぞれこども家庭庁に移されるということになっております。

この「こども基本法」につきましては、全ての子どもが置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、市町村こども計画の策定の努力義務も課せられたところです。

昨日、全国市長会のオンライン会議がございまして、この「こども家庭庁」の設立に向け、準備委員ということで、東京都三鷹市の清原さんという元市長さんにご講演をいただき、質疑応答がありまして、私も参加をさせていただきました。今度の「こども家庭庁」の大きな仕事として、お子さんを中心に、お子さんの声をしっかりと様々な施策に反映していくというのが大きく謳われているのですが、子どもの声を聞くというのは、実は簡単ではないという話でして、どうやって子どもの声を聞くのかというのは、非常に問われるところではあります。問われるところではありますけど、私とすると、ともすれば親の視点のみが、ある意味強調されがちだった子ども・子育ての様々な施策に、子どもを起点にして考えましょうという考え方が大きく据えられたということは、これは評価していいのではないかなと思っております。どうしても、この子どもの支援というのは、国の方もいろいろ省庁、文

部科学省もありますし、厚生労働省もありますし、こども家庭庁ができて、決して全体が一元化されるわけではございません。色々な課題もあると思います。

しかし、子どもを起点にして考えるということを大きく打ち出したというところから、今後のさらなる事業の展開、また市町村の果たすべき役割も考えていかなければならないと思っております。

ご案内の通り、本庄市においては、今年3月に大変残念な事件が発覚をいたしましたところであります。お子さんが虐待死されてしまったという事件がございました。これについては、現在、検証委員会を作りまして、今年度を目途に検証結果を出していくということで、今委員の皆様方に1ヶ月に1回、あるいは2回集まっていただきまして、検証を進めているところです。

子どもを起点にして、子どもの声、あるいは声なき声にどうやって耳を傾けて、それを子育て施策に反映させていくか、非常に大きな課題であると思っておりますが、本庄市も基礎自治体として、できることに今後とも努めていきたいと考えておりますので、皆様にはぜひこれからも見守っていただき、色々のご意見等を頂戴できればと思っております。

今後とも、この子どもを取り巻く様々な課題を、この子ども・子育て会議でしっかりと推進してもらいたいと思いますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局	4. 委員自己紹介 では、次に、次第4、委員自己紹介に移ります。 それでは、新たに委員となられた皆様から、お手元の名簿順で、中里様から順に、自己紹介をお願いしたいと存じます。 (No. 2 中里委員～No. 17 大谷委員の順で自己紹介) 委員の皆様、どうもありがとうございました。 続きまして、市の職員をご紹介します。 ここで、会議の成立についてご報告させていただきます。 本会議は、本庄市子ども・子育て会議条例第6条第2項で、委員の過半数のご出席がないと開くことができないとされております。 本日の会議は、17名中12名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。 5. 委員長及び副委員長の選出 それでは、次第5、正副委員長の選出に移らせていただきます。 本会議におきましては、本庄市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、委員長が招集し、その議長となると規定されておりますが、現在、委員長・副委員長が不在となっております。 そのため、委員長・副委員長選任の件につきましては、保健部長に座長をお願いしたいと思います。
金井部長	それでは、委員長・副委員長の選任につきまして、座長として進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 委員長・副委員長の選任につきましては、本庄市子ども・子育て会議条例第5条第1項によりまして、委員の互選により定めると規定をさせていただきます。 皆様いかがでしょうか。どなたか立候補される方、あるいはご推薦したい方はございませんでしょうか。
根岸委員	事務局一任で。
金井部長	事務局一任の声がありましたので、事務局案の方をお願いをしたいと思っております。
事務局	委員長でございますが、前回の会議で委員長を務めておられました、本庄市教育委員会の岡崎吉宏委員に引き続きお願いできればと考えております。 また、副委員長でございますが、やはり、前回の会議で、本庄市小中学校校長会からご推薦いただいた、早野校長に務めていただいております、引き続き

	校長会からご推薦いただいた飯嶋郁也委員にお願いできればと考えております。
金井部長	ただいま事務局より、委員長につきましては、本庄市教育委員会の岡崎委員を、副委員長につきましては、本庄市小中学校校長会の飯嶋委員をとという案が示されております。この案につきまして、ご意見等ございますでしょうか。 (異議無し) ないようですので、よろしければ承認につきましては、皆様の拍手で確認させていただきたいと思います。 (拍手) 以上をもちまして、座長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは、初めに岡崎委員長より、就任の挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
岡崎委員長	6. 委員長及び副委員長のあいさつ 皆さん改めましてこんにちは。ご指名をいただきました、教育委員会から参加させていただいております、岡崎吉宏と申します。 昨年度も同じような形で、委員長の職を務めさせていただきました。色々ご意見をいただきまして、本庄市の子育てのために、今日新たに参加させていただいている皆さんのご意見を、色々また加えながら、生かしていければなどというふうに思っております。大変資料のボリュームがございますので、何か会議の中で分からないところがありましたら、どんどん忌憚ないご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、2年間、是非、力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、飯嶋副委員長、ご挨拶どうぞよろしくお願いいたします。
飯嶋副委員長	副委員長にご指名いただきました、北泉小学校校長の飯嶋郁也と申します。 本庄市の子どもたちのために、皆様のお力をお借りしまして、子どもたちの応援をしていきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、この後の議事につきましては、条例第6条の規定に基づきまして、岡崎委員長に議長となつていただき、進行をお願いしたいと存じます。 なお、審議いただいた内容および発言者のお名前は、委員の皆様にご確認いただいた後に、議事録としてホームページに掲載させていただく予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

岡崎委員長	7. 議事（１）第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画実施状況（令和３年度）（案）について 議事（１）に早速入りたいと思います。 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画実施状況（令和３年度）（案）について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画実施状況（令和３年度）（案）についてご説明申し上げます。 （事務局より説明）
岡崎委員長	ありがとうございます。全体の、第２期の計画実施状況の説明ということでしたので、ボリュームがありますが、ご説明いただいた中で、皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 いろんな組織が関係している事業が大変多いので、理解するのに時間がかかるかなとは思いますが。その中でも、何か気づいた点がございましたら、お話いただければと思いますが、いかがでしょうか。
根本委員	色々な事業とかありますが、これらの情報は、どこから発信がありますか
岡崎委員長	事務局から説明をお願いいたします。
事務局	この本庄市子ども・子育て支援事業計画は、本庄市のホームページに掲載しております。また、会議の結果も掲載します。各事業につきましてはホームページで検索していただきますと、それぞれの部署で出した記事に繋がると思います。
根本委員	これを利用したいときに、その担当課もわかるようになっていますか。
事務局	なっています。その担当課にお問い合わせいただければと思います。
根本委員	承知しました。ありがとうございます。
岡崎委員長	ぜひホームページも見てくださいまして。集中して相談を受け、振り分けていただけるような窓口があると、非常に相談しやすいというふうに思いますけれども。 それも改良の余地がありましたら、また皆様のご意見で進めていただければなというふうに思います。 他に何かございますか。
中里委員	２４ページのチャイルドシート装着普及・促進事業が未実施になっていることについてですが、私今年度は交通安全母の会の代表もやっておりますが、そこは交通安全のことで街頭活動もしているので、そこと組み合わせれば、イベントが実施できないということはないような気がします。
岡崎委員長	５の２の７のチャイルドシートのところですか。
中里委員	はい。

岡崎委員長	事務局、今のご質問に対していかがでしょう。
事務局	お尋ねしますが、交通安全母の会の活動は令和２年度も３年度も行っているのですか。
中里委員	私は今年度から参加していますが、令和２年度から、３年度も街頭でポスターを配布したり啓発品を配るような活動を、児玉も本庄もしているようなので、装着の仕方などの実技は無理でも、今年度も交通安全の期間中に毎回春夏秋冬で活動するので、そのときにチラシを配るぐらいはできるかもしれないと思いました。啓発品は委員に渡されるようにはなっているので、それと一緒にすれば、活動ができかもしれないと感じました。
事務局	危機管理課が担当ですので、今日いただいたご意見を危機管理課に提案させていただきますと思います。
岡崎委員長	ぜひそれをしたら効果が上がるかなと思います、お願いいたします。 その他何かございますか。 ないようでしたら、次の議事（２）に進みたいと思います。 こちらは第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画の変更（案）について、事務局の方からご説明をお願いいたします。
事務局	議事（２）第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）について それでは、第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画の変更（案）について、ご説明申し上げます。 （事務局より資料３説明）
岡崎委員長	これにつきまして、何かご意見ご質問はありますか。
清水委員	資料３のアンガーマネジメント講座についてですが、これはどれぐらいの頻度で、具体的にどういうふうにやろうっていうのは、現段階でどういったお考えですか。
岡崎委員長	事務局お願いします。
事務局	具体的なものは検討中でございます。講演会を１回開いて、先生に来ていただくようにするとか、そういうことを検討の材料の１つとしては考えておるところです。
清水委員	今まではそういうのはなかったのですか、市として子育て講座の開催は、特にやってこられなかったのですか。
事務局	「怒りを鎮める」という部分に特化したものは、大きなイベントとしては開催したことがなかったようでございます。 また、子育てが困難で、色々とお悩みの保護者もいらっしゃると思うので、市としてどのようなことができるか検討し、開催を計画してまいりたいと考えております。

清水委員	アンガーマネジメントでもいいと思いましたが、アンガーマネジメントに関する育児講座等って書いてありますので、楽しく育児できるような、あまり頑張りすぎないで、肩の力を抜いた子育ての方法や、親がゆとりを持って育てられるためのヒントみたいな講座などの講座も開催いただけるといいのかなと思います。
事務局	実際の子育て中のお母様からの貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見を参考にしながら、子育ての支援になるものを、考えてまいりたいと思いますので、また発表できるようになりましたら、ホームページ等で皆様に周知させていただきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。
岡崎委員長	この事業は、特にアンガーマネジメントに特化した事業というふうに書いてありますけど、それも「等」ということでよろしいですかね。
事務局	今のところ、「等」ということで。
岡崎委員長	アンガーマネジメント「等」で、そんなイメージということで。 その他に何かご意見、ご質問ございますか。
根本委員	提案ですが、こういう講座などは、今のこのご時世だとなかなか足を運びづらい部分があります。連合埼玉でも地域のイベントは、中止をせざるを得ない状況で、親子でシネマなど、無料でお子さんに映画を見てもらうイベントも軒並み中止になっていまして、1つ講演会がありましたが、そういうのは今ウェブで実施されています。 パソコンや、スマートフォンの Zoom などを使用しての会議や、講演会が増えていまして、実際に対面式でやるのが一番いいとは思いますが、なかなか足を運びづらい方に対して、ご自宅でスマートフォンを利用して講義を受けてもらうことができればいいのかなと思いますね。 弊社の会議も全部今ウェブになっていまして、やはりそういうツールが増えてきていますので、なかなか集まりづらい環境の中、そういったところも、やっていただけたらいいと思います。
岡崎委員長	貴重なご意見、ありがとうございます。 ぜひそういう方向を加味しながら、全体的にですね、こういう事業に対しては展開していただくと効果があるんじゃないかなって気がしますので、ぜひお願いいたします。 何か他にございますか。

吉田委員	私自身が未就学の子どもを連れて、保育園にある、子育て支援センターをずいぶん利用していました。本庄市はそういうのはすごく充実してという印象があるのですけれども。 例えば、北泉保育園の子育て支援センターに行ったときに、食べ物について、親がちょっと悩みを相談し合う時間を設けてくれていました。そこでの情報ってすごく自分自身で役立ったし、色々なことが聞けてとても貴重だと思いました。例えば、アンガーマネジメントなど、子育て支援センターの横の繋がりや、色々な問題について共有できるようにすると、どこの支援センターに行っても、より多くの人が体験できるのではないかなと思いました。
岡崎委員長	ぜひそういう形が理想だろうと思いますので、そちらの方ご検討いただければと思います。
事務局	ありがとうございます。参考にさせていただきます。
根岸委員	参考までに、子育て支援センターは児玉郡市の連絡協議会っていうのがもうすでにあって、情報共有は保健師の方や、各市町村、児玉郡市の各市町村の担当者の方も出席いただいて、実は毎月、うちのこざくら子育て支援センターで会議を開催しています。 ただ、今ご発言があったような、もっとお母さんたちに近い内容が共有できるとさらにいいのかなって。どうしても、子育ての環境や、親御さんとどう向き合うかということが中心になることが多いので、そういう具体的などころまでいけると面白いなって私も参考になったので、伝えておきます。
吉田委員	よろしくお願いします。
岡崎委員長	他に何か。
伊井委員	主な取り組みのこの最初の5番目（支援対象等児童見守り強化事業）についてですけど、その支援を必要とするお子さんの把握や訪問はどなたが行っているのですか。 もし学習支援や生活支援だとか、子ども食堂みたいな居場所作りとかなどでしたら、私達も何か協力できることがあればしていきたいなと思っています。
岡崎委員長	何か事務局で補足は。
事務局	色々な方に協力していただいて、子育て支援に社会全体で携わっていくような仕組み作りが本当に必要だと思いますし、皆様の力なしではできないと思っています。 ところで、今回追加をご提案したこの事業は、より専門的なものです。この後ご説明する「本庄市の児童虐待の現状」のなかで、この事業についてご説明させていただくのでよろしいでしょうか。 より困難なお子さまに絞って、そこに入り込んでいこうという事業です。その他に皆様のボランティアのものも、今後検討させていただければと思います。

岡崎委員長	よろしいでしょうか。他に何か。 せっかくなので、何かありましたらどんどん意見をしていただければと思いますけれども。 私の方から1つ、追加の施策についての、例えば指標的なものっていうのも併せてご検討されて、次回の会議か来年度以降の会議はこの表の中に入ってくるわけですね。具体的なイメージされているもので、どんなようなものを指標として、今考えておられますか。
事務局	支援対象児童等見守り強化事業は、利用してくださるご家庭の数を指標にしたいと思っております。契約上件数に限りがあるのですが、契約ぎりぎりまで人数を増やしたいと思っております。 オレンジリボン活動につきましては、配布する啓発物品の数などを考えております。 育児講座開催事業につきましては、講座開催時にアンケートをとらせていただき、ためになったと回答した人の割合を指標に考えております。 ヤングケアラー支援事業につきましては、数値的な指標はないと考えております。
岡崎委員長	その他何かございますか。よろしいでしょうか。 大きな変更点ということは、先ほどの資料3（3）アンガーマネジメントのことに関わる内容のご検討をもう1回していただいた上での、更新という形になるかと思うのですが、そういう形も含めて、皆さんの方から決をとりたいと思います。 よろしければ賛成の方は拍手をしていただきまして、この資料3の変更点を追加をしていただく、その前提では、先ほどの見直しも含めて、折り込んでいただいた上という形になるかと思うしますので、そういうことで決を取りたいと思います。賛成の方は拍手をお願いいたします。 （拍手） そうしましたら、議題（2）については、状況につきまして可決ということになりましたので、よろしくお願いをいたします。 以上で全ての議事が終了しましたので、こちらで議長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。 事務局の方でよろしくお願いいたします。

事務局	8. 行政説明 本庄市児童虐待の現状と対応について どうもありがとうございました。 色々ご意見を頂戴いたしましたところは、こちらの方で審議していきたいと思います。 それでは会議を進めさせていただきますけれども、次第8、行政説明ということで、本庄市児童虐待の現状と対応についてご説明を申し上げます。 (事務局より説明) ご説明が長くなりましたけれども、皆様ご静聴ありがとうございます。児童虐待という、皆様にあまりわからないような、世の中には見えにくいところで起きていますけれども、存在しております。そのような対応を私どもはこのようにしているということを、今日はご紹介させていただいたということになりますけれども、何かご質問等ございましたらお受けしたいと思います。 何かご質問等ございませう。
根本委員	6 ページにグラフがありますけれども、見方が分からなくて、これ令和3年度延べ相談件4, 549件ってあって、実際の虐待件数が667件ですが、これは、4, 549件の相談があった中で認定されたのは667件ということなのですか。
事務局	667件というのは4, 549件の中の虐待相談を抜き出したものになります。
根本委員	この残りの3, 900件というのは、相談はあったけど、虐待ではないなっていう、そういう認識でいいですか。
事務局	私たちが受ける相談の全てが虐待対応ではないので、虐待だけではなく、例えば単純に育児の相談や、あとは困りごとの相談や、色々な相談を受けします。教育機関からの相談とか。 そういった相談も4, 549件の中には含まれています。
根本委員	相談があった時点でこれは虐待っていうふうに認定するのですか、この667件は。何か調査した上で、ここに実態としてあげているのか、その相談がもう虐待の内容だったので虐待としているのか。
事務局	一応相談や通告が入った時点で、課内で協議を行うのですね。その時点で、例えば、身体的虐待や、心理的虐待とていう形で、そこで種別を決めて対応していくような形になるときは、その時点で虐待っていう形になれば、その件に関しては虐待っていう形でカウントされます。
根本委員	なんでこんなこと聞いたのかというと、4, 500件相談があって、ちゃんと調査した上で虐待かそうじゃないかっていうのがわかっているならいいのですけど、その人の人数が足りないとか、調査がまともにできないっていう実態があって、虐待の件数がこれだけしか挙がってないのかなって思ったのですが、そういうわけではないっていう。

事務局	そういうわけではないです。
根本委員	気になったことが、平成２９年と３０年で、２．５倍に増えているのですよ、虐待件数が。やはり、これは、法律の改正とかそういうことが起因しているのですか。本庄市内だけで２．５倍に増えています、これには何かあるのですか。
事務局	過去の、おそらく心理的虐待の中に、その夫婦の喧嘩の目撃、ＤＶ目撃が入ったことによって、どっと上がった年があつてですね、おそらくその関係だろうとは思いますが。
根本委員	あともう一つ気になったのが、誰が相談しているのですか、虐待のこの通報者はその本人たちなのですか、それとも周りの人が多いのですか。周りの人が多いなら、やっぱ我々が気をつけないといけないし、自分から言えている、通報ができて人っているのは、それだけいるのですかね。
事務局	お話にあった通り、近所の方からの相談を受けるということもよくありますし、本当に一番多いのは、警察さんがまず、特に夫婦喧嘩とかは夜中に起きたりするので、夜中に警察さんが対応して、次の日の朝に警察として認知したので子育て支援課にも連絡しますって形が入ってくるというのが一番多いです。
根本委員	本人から「虐待されています」というのもあるのですか、実際。
事務局	子どもから実際に連絡があるということも、多くはないですけど、あることはあります。
根本委員	小学生ぐらいの子たちでもそういうのがあっても、多分なかなかどこに電話するとか絶対わかんないと思うのですよ。そういうときに、どう保護してあげればいいのかっていうのはちょっと気になって。やっぱり周りの人が気づいてあげるっていうのしかないってことですかね。
事務局	児童相談所の方からも少しこの前お話聞いたのですが、今ちょっとこれで児童相談所の推測なのですが、やっぱり虐待の通報で直接お子さんたちから入るのってやはり児童相談所が一番多いですね。 近年お子さんからの相談が増えていそうです。その理由を児童相談所で考えたら、学校さんの方で、結構児童虐待に対して、お子さんたちに周知、こういうことされたらこういうところにかけてねって、「１８９」っていうパンフレットなどを学校とか保育園さんの方で渡していただいている、その中でお子さんが１８９に自分でかけて、児童相談所が対応して、それが市に下りてくるっていうのが増えているというのは、相談所の担当者の方から聞きました。
根本委員	ありがとうございます。

吉田委員	今のお話で、実際小学校からこの「いちはやく」のプリントを持って帰ってきたときに、子どもに学校は説明して、子どもが認識して、親に渡すっていう行為がとてもいいなと思ったのですよ。親への牽制というか、子どももこういうのを認識しているのだったらっていうね、ちょっと気持ちの留めることにもなると思っているのですけども。 質問ですが、この児童相談所の配置と管轄区域、4ページですけど、本庄の管轄の熊谷児童相談所には一時保護所がないということなのですが、例えばネグレクトとか、親と一緒にしない方がいいなってわかった時点での子どもは、今の時点ではどのような対応をしているのかなと。
事務局	現時点で、確かにおっしゃる通り熊谷児童相談所には一時保護所がないので、そういったお子さんが見られた場合は、ひとまず上尾の方にある中央児童相談所が一番近い一時保護所になるので、一旦はそちらで預かるというような形になっている現状があります。 その一時保護所で預かった後に、例えば施設に移るなどという流れになります。
吉田委員	それは上尾で必要としている子どもたちのために全部まかなえているのですか。
事務局	全部まかなえているかと言われると、今一時保護所っていうのがやはり常に定員がキツイ現状であるので、だからこそちょっと一時保護所を熊谷児童相談所でも増やすというのもあるのですが、現状とすると、一時保護所が足りないというのはあります。
吉田委員	なるべく早い方がいいと思います。令和5年っておっしゃって、あとね1年。
根本委員	そこでまかなえるのですか。今定員がキツキツって、そういう想定で。
事務局	自分たちも、一時保護所の定員、熊谷児童相談所の一時保護所の定員が何人増えるかっていうのは分からなくて、一時保護の判断ってやっぱり児相さんがするので、それでちょっとまかなえるかどうかは、私たちの方ではちょっと分からなくて申し訳ないのですけども。 おそらく作ったとしても、キツキツにはなってしまうのかなとは思いますが。
清水委員	ちょっと表の見方等で分からないところがあって教えていただきたいんですけど、6ページ目の令和3年の延べ相談件数4,549件っていうのは、同じ人から何件か質問があっても、それはそれでカウントされるっていうことなのですか。
事務局	日によってカウントしているので、同じ日に同じ方から10件かかってきたら、それは1カウントになるんですね。例えば、今日1件Aさんから入って、1週間後にAさんから1件また入ったりとか、その次の日に1件入ったりしたら、それは1カウントずつという形になっています。

清水委員	延べってということは、同じ人が複数日相談しても、その数に入るってことですよね。それで実際にそういう相談してくるっていう家庭っていうか、そういうのって何家庭ぐらいあるのですか。なんとなく感覚って分かりますか。
事務局	実際に相手から相談してくる方ってことですよね。 令和３年度の相談延べ件数とか４，５４９件ですけども、実人数は４８０人ということでしております。
清水委員	このグラフの、虐待件数６６７件っていうのと、前のページに表があって令和３年の合計が２２８ってなっているのは、新規が２２８で、持ち越しているっていうか、それを含めると６ページの６６７になる。この６６７には新規の２２８も入っているっていう意味でいいのですか。
事務局	そうです。
清水委員	５ページの表の新規相談受付のその他１２５件って、分かりますかね、合計の。これって色々あると思うんですけど、どういうものなのか。
事務局	下の方にその他の相談を色々書かせていただいている、どこの相談にも属さない相談をここに入れています。相談は本当に多種多様というか、例えば育児相談でもないし、保健相談でもないし、障害相談でもないし、そういった、例えばちょっとした照会もあります。 具体的にこの相談の中って、相談者と相対する相談のイメージがあると思うんですけど、関係機関とのやりとりなども数には入っているのですよね。例えば、関係機関から子育て支援課が持っている情報を教えてもらいたいのだとか、この子についてとか、この家庭についてとか。あとは警察さんとか児童相談所さんとかから情報照会とか来たりするので、そういった件数も入っている中の、その他になります。情報照会とか、やっぱりどの相談にも属さないの。
清水委員	これはじゃあ、相談としてはそんなに深刻な相談とかではなくてっていうふうに思えばいいのですかね。
事務局	そうです、その他に入っている部分は、そこまで深刻なものは入っていないって思っただけでも大丈夫です。
清水委員	件数が結構多いのだなと思って。その子育て支援課の方が働いていらして、いろんなご家庭の人が相談していることを、踏まえた上で行政になんかフィードバックをしようとしたりとか、そういうのってあるのですか。
事務局	親御さんからの相談に対してってことですよね。
清水委員	相談に来る場合って、やっぱりそんな気楽な気持ちで多分行ってなくて、それなりに理由とかもあって行っていると思うのですが、そういうのをどうやって市役所さんの方で扱っているのかとか、子どもがいる家庭の声っていうのをどういうふうに聞いてらっしゃるのかなっていうのが。ちょっと上手く

	言えないのですけど。
事務局	全体的にどういう感じかっていうことですかね。
清水委員	子どもは要所要所で、1歳6ヶ月健診とか何ヶ月健診を保健センターってやってもらうのですが、そこで担当の方に、今育児で悩んでいることはなんですかとか、今子どもはどのような様子ですかとか、などを結構聞かれて、自分もすごく話すのですよね。周りの方見ても長話してらっしゃる方とかいるのですよね。 保健センターの担当の方も何か、ちゃんと冊子があって、メモを書いて、状況とかを書いてメモして、記録もしてくださっているのですよね。そういう情報って保健センターで蓄積した情報として、今何歳児のお母さんがこういうことに困っていることが多いとか、何かこういうパターンがあるとか市役所さん、子育て支援課さんと何か連携したりしているのでしょうか。
事務局	保健センターについては子育て支援課と一番関係が深い部署になるので、一番繋がってくる部署になるので、特に保健センターと母子保健については、4ヶ月に1回ほど、保健センターとの会議をやっていて、その中で情報共有等もさせていただいていますし、あとは本当に常日頃、ほぼ毎日保健センターとの連絡は、各担当が取り合っています。特に例えば、そういった健診等で気になった、保健センターが少し気になったお子さんがもしあれば、子育て支援課にも連絡がきますし、例えば子育て支援課の窓口対応などで、少し気になったお子さんとか、心配なお子さんとかの話がもしあがれば、保健センターにもすぐ情報を、伝えられる範囲で、情報共有していく体制は取れています。 おそらく今のご質問なんですけれども、保健センターの方は、1人1人の相談に対して、ケースということで対応していただいているので、それで子育て支援課でもどうなのだろうかということかなと思うのですが、子育て支援課でも、1人1人の個別の記録がありまして、それはあのシステムの方で何かあれば、その都度その都度、その子どもの記録として残し、それが積み上がっていておりますので、担当者が変わっても、そのお子様に何かまた情報があれば、過去の記録というのは正確にみんな見えるようになっております。 その記録の中には、保健センター等の情報の交換もありますし、電話の内容も全て記録が残っている状態で、担当者がいつ見てもわかるような、そのような支援になっております。 電話のやりとりも訪問も、全てそれは共有ということでさせていただいております。
清水委員	そういう健診とか、ほとんどの家庭が受けると思うのですが、中にはやっぱり受けない家庭とかもあるのですか。

事務局	この中に健診率というのが健康推進課のところであったかと思うのですが、本日は保健センターの職員が同席しておりませんので、ただ健診については、資料の１ページですかね。
清水委員	聞きたかったのは、今そういうところに行かない子どもとかが割と虐待のリスクとかあるのかなと。なので、元々このファイリングもされていないんじゃないかなとか。
事務局	健診履歴はシステムで、保健センターと共有のシステムを使っておりますので、私どもも見られるようにはなっています。 健診が行われないと、健康推進課の方ではチェックを入れて、来ていただくように働きかけをしているというふうに聞いております。 その中で接触した中で、健診来ていないな、おかしいな、来てくださって電話をしたり訪問したりしている中で、何か見つければ私たちと一緒に支援が始まっていくという、そういう流れになっております。
清水委員	そういうチェックなどにも使ってらっしゃる、チェックというか。
事務局	保健センターの方では、健診を受けていない方については、再度再度ということでチェックをかけているようです。 そういう健診とか予防接種を、未受診とか未接種の方っていうのは、おっしゃった通り、リスクなのです。そういったところは、保健センターと子育て支援課でも共通認識の中で、そういった家庭があれば必ずチェックとして挙げていくっていう流れではやっています。そういう、受けなかったからカルテが作られないとか、把握できないから挙がらないという訳ではなく、逆にそういうお子さんはどんどんどんどん挙がってくるような体制にはなっています。
清水委員	ありがとうございました。
事務局	他に何かございますか。大丈夫でしょうか。 せっかくですね、子ども・子育て委員になっていただいておりますので、なったからこんなことを知れた、委員になったからこそ何か持ち帰りいただきたいっていうふうに考えまして、今日の資料を作成いたしましたし、ご質問もどんどんいただきたいというふうに思っておりました。 閉会を、飯嶋副委員長よりお願いいたします。

飯嶋副委員長

9. 閉会

本日はご審議いただきありがとうございます。私は学校の立場として、学校は色々なことがやっばりあります。その度に子育て支援課さんの方が窓口になってくれて、対応してくれてっていうことで、すごく学校としてもありがたく、相談させていただいているところでございます。

今日色々なことが話し合われましたけれども、今日話し合ったこと全ては本庄市の宝である子どもたちのためになるのかなと思います。私たちが少しでも、今後もお力になればと考えております。また今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回本庄市子ども・子育て会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。